

# 川越地区消防組合のあり方に関する特別委員会報告書

平成30年10月

川越地区消防組合のあり方に関する特別委員会



## 1 特別委員会設置の経緯

川越地区消防組合は、昭和48年に川島町と本市が古来より歴史・文化のつながりが深いことから、お互いに連携しながら消防事務を共同処理する一部事務組合として設置されました。

川越地区消防組合は、現在、新庁舎建設を整備するにあたり、用地の取得等の負担割合について協議を進めており、本年5月14日に川島町長より川越市長あてに人口の減少などの社会情勢の変化を鑑み、組合経費の負担割合を見直しすることも検討してほしいとの要望書が提出されました。

本市議会としては、この負担割合が設立以来変更されていない状況を踏まえ、この負担割合をはじめとした川越地区消防組合のあり方を調査・研究することを目的として、平成30年第3回定例会（6月15日）において、川越地区消防組合のあり方に関する特別委員会を設置した。

## 2 付議事件

川越地区消防組合のあり方について

## 3 委員定数及び委員名簿

定数：8人

委員長	三上喜久蔵
副委員長	小林薫
委員	明ヶ戸亮太
委員	中原秀文
委員	柿田有一
委員	高橋剛
委員	小ノ澤哲也
委員	片野広隆

※平成30年10月3日に新井喜一委員の辞職を許可し、同日付で中原秀文議員を委員に選任した。

また、10月9日、新井喜一委員の辞職に伴い、委員長が欠員のため、委員長の互選を行った結果、三上喜久蔵委員が委員長に就任した。

#### 4 委員会の開催状況

##### 【第1回 平成30年6月25日】

###### ◎概要

- 1 正副委員長の互選
- 2 会議の進め方  
・資料の収集

##### 【第2回 平成30年7月26日】

###### ◎概要

- 1 川越地区消防組合のあり方について  
(1) 川越地区消防組合経費等比率調べ

###### ◎参考人

川越地区消防組合消防局長、同担当次長

##### 【第3回 平成30年8月6日】

###### ◎概要

- 1 川越地区消防組合のあり方について  
(1) 建設候補地決定の経緯について  
(2) 川越地区消防組合に関わる比率等調べ  
(3) 川越地区消防組合のあり方について意見交換

###### ◎参考人

川島町議会川越地区消防組合のあり方に関する検討委員会委員、  
川島町政策推進課長、川越地区消防組合消防局長、同担当次長

##### 【第4回 平成30年8月21日】

###### ◎概要

- 1 川越地区消防組合のあり方について  
(1) 比企広域消防本部と川越地区消防組合との比較  
(2) 川越地区消防組合に関わる比率等調べ

###### ◎参考人

川越地区消防組合消防局長、同担当次長

##### 【第5回 平成30年9月27日】

###### ◎概要

- 1 川越地区消防組合のあり方について

- (1) 消防組合負担金に係る協議経過について
- (2) 跡地について

◎参考人

川越地区消防組合消防局長、同担当次長

【第6回 平成30年10月9日】

◎概要

- 1 委員長の互選について
- 2 川越地区消防組合のあり方について
  - (1) 跡地について
  - (2) 住民啓発拠点機能について
  - (3) 川越市災害対策本部について

◎参考人

川越地区消防組合消防局長、同担当次長

【第7回 平成30年10月30日】

◎概要

- 1 川越地区消防組合のあり方について
  - ・まとめ

◎参考人

川越地区消防組合消防局長、同担当次長

## 5 委員派遣

日 付：平成30年10月15日、16日

視 察 地：京都市

- 調査事項：1 消防活動総合センターについて
- 2 市民防災センターについて
  - 3 東山文化財とその周辺を守る防火水利整備事業について

## 6 調査結果

本特別委員会は、これまで本市と川島町との川越地区消防組合の負担割合や消防力などを他の消防局の事例を交えて調査した結果、以下の決議案を市に対して要請するため、委員会提出議案として本会議へ提案することとし、調査を終了した。

## 川越地区消防組合のあり方に関する決議（案）

本市と川島町で消防事務を共同処理するために設置した川越地区消防組合は、昭和四十八年からこれまでの間、消防力の整備、消防防災力の向上、組織体制の整備を図り、消防活動体制は、埼玉県内において高い水準を維持し、住民の安全・安心を守ってきた。

一方で、本市と川島町においては、人口の減少などの社会情勢を理由に組合経費の負担割合を見直しするための検討を川越地区消防組合を構成する議会に説明することなく進めてきた。

このことは、消防活動体制の低下を招くこととなり、更には川越地区消防組合のあり方及び川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設に大きな影響を及ぼしかねない事態となる。

よって、市に対して次の事項を要請する。

- 1 川越地区消防組合負担金は、これまでどおりの負担割合である川越市9、川島町1を維持すること。

また、負担金割合の見直しを検討していくにあたっては、それぞれの議会にその都度検討経過を報告すること。

- 2 川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設候補地は、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を維持向上させるために2万平方メートル以上確保すること。

- 3 川越地区消防局・川越北消防署が移転した後の跡地については、本市の財政状況を鑑み、売り払いすること。

右、決議する。

平成            年            月            日

川越市議会

結びに、本特別委員会の調査を進めるにあたり、ご協力をいただいた川島町議会川越地区消防組合のあり方に関する検討委員会委員をはじめ川島町職員、川越地区消防組合職員並びに関係理事者の皆様に対し、深く感謝申し上げます。